

ダメ！！「送金犯罪」

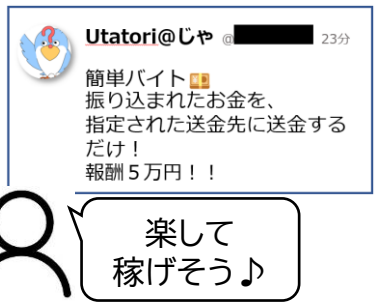
※罰則が創設されます

¥

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

①ＳＮＳ等での募集



②口座番号の提供



③送金と報酬受領





ポイント！

「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリや口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支払いに必要な送金を家族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency